

平成24年第1回幸田町議会臨時会会議録（第1号）

議事日程

平成24年4月9日（月曜日）午前9時03分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 第29号議案 幸田町税条例の一部改正について
第30号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 浅井武光君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君 |
| 16番 池田久男君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大須賀一誠君	副町長 成瀬敦君
総務部長 杉浦護君	総務部次長兼 総務課長 大竹広行君
税務課長 清水宏君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

吹く風も柔らかな、すっかり春らしい暖かい季節となりました。

議員各位には何かと御多忙のところ、早朝より御出席を賜り、ありがとうございます。

本臨時会に提出された議案は、幸田町税条例の一部改正についてを初め、2件であります。慎重なる御審議をお願いいたします。

臨時会招集に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

4月を迎え、桜が咲く季節となりましたが、例年になく肌寒い日が続いておりまして開花が大変おくれております。しかしながら、彦左公園、中央公園、また、各地域におきまして、また、幸田文化公園のしだれ桜もようやく見ごろとなり、多くの来場者が花を楽しませていただいている、まさしく春らんまんというところでございます。

本日、ここに平成24年第1回幸田町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方には新年度早々、何かと御多用のところ、しかも早朝より御出席をいただき、まことにありがとうございます。

平素、町政発展、町民福祉の向上のために議員各位におかれましては大変御尽力をいただいております、心から感謝を申し上げたいと存じます。

さて、今臨時会に提案させていただきます議案は、幸田町税条例の一部改正と幸田町都市計画税条例の一部改正の2件でございます。

議案の詳細につきましては、後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくお申し上げまして、開会に当たってのごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） ここで、総務部長より発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 杉浦 護君 登壇〕

○総務部長（杉浦 護君） 過日、本日の臨時会に係ります議案書を配付させていただきましたが、その後、一部訂正がございまして、差しかえをお願いをさせていただきました。御迷惑をおかけしましたこととおわびを申し上げますとともに、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

〔総務部長 杉浦 護君 降壇〕

○議長（池田久男君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達していますので、平成24年第1回幸田町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時03分

○議長（池田久男君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時03分

○議長（池田久男君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を7番 浅井武光君、8番 酒向弘康君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、第29号議案 幸田町税条例の一部改正について、第30号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についての以上の2件を一括議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、今回提案させていただきます2議案につきまして、説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

まず、第29号議案 幸田町税条例の一部改正についてでございます。

改正の理由としましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があるからでございます。

次に、2ページから6ページをごらんいただきたいと思えます。

主な改正内容であります。第34条の2の関係につきましては、年金のみの所得者が寡婦（寡夫）控除を受ける場合の申告手続の簡素化を図ることとし、附則第10条の2においては、下水道の除外施設の課税標準額について、市町村の条例によるところが可能となったことから、特例措置を3年間延長することとし、附則第11条の2では、地価の下落があった場合に評価額を修正できる特例措置を平成26年度まで継続することとするものであります。

次に、附則第12条では、固定資産税の負担調整措置のうち、住宅用地に係る負担水準が8割以上の土地については、前年度の課税標準額を据え置く特例を廃止することとしますが、平成25年度までは経過措置として負担水準を9割以上とし、平成26年度に全廃することとするものであります。

また、附則第21条の2では、特例民法法人から移行した一般社団法人等が設置した幼稚園、図書館または博物館に係る固定資産税等の非課税措置を追加することとし、附則第11条、附則第12条の3、附則第13条、附則第15条においては、固定資産税及び特別土地保有税の特例を平成26年度まで継続することとしています。

また、附則第22条の2及び附則第23条では、東日本大震災により居住用家屋がなくなり、居住財産の買い換え特例等を受ける敷地の譲渡期限を震災があった日から7年間に

延長することや、家屋に居住できなくなった人が住宅の再取得をした場合に、所得税の震災に係る住宅ローン控除の特例を受けたときは、個人町民税の控除対象とすることとするものであります。

そのほか、字句等所要の整理を行わせていただくものであります。

施行期日におきましては、公布の日からでございます。

第34条の2第1項ただし書きの改正規定及び附則第2条第1項の規定につきましては、平成26年1月1日から施行するものであります。

議案関係資料につきましては、1ページから12ページとなっておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、第30号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について、説明させていただきます。

議案書は7ページでございますので、お願いいたします。

提案理由につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正内容につきましては、附則第3項において、住宅用地に係る負担水準が8割以上の土地については、前年度の課税標準額を据え置く特例を廃止するものですが、経過措置として、平成25年度までは負担水準を9割以上とし、平成26年度に全廃することや、附則第2項及び附則第4項から附則第7項に規定する住宅用地以外の負担調整率を引き続き3年間継続することが主な内容であります。

その他字句等所要の調整を行わせていただくものであります。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

なお、議案関係資料につきましては、13ページから19ページでございますので、御参照をお願いいたします。

以上、幸田町税条例の一部改正及び幸田町都市計画税条例の一部改正についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願い申し上げます。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

第29号議案について、質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の改正につきましては、国におきまして3月30日に可決をしたものでございますけれども、それにつきましては、東日本大震災にかかわっての復興支援等にかかわる問題でも、その点におきましてはいいわけでありましてけれども、今回、その中に含まれている固定資産税関係でございますけれども、これが住宅用地等にかかわる特例措置を段階的に廃止をするということからすれば、増税部分が含まれてい

るということでお聞きをしたいというふうに思います。

それで、幸田町におきましての年度ごとの影響額と影響対象戸数、人数等についてお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、この住宅用地にかかわっての平均の1戸当たりの増税額は幾らになるのか、その点が試算をされておられましたらお答えいただきたいといます。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（清水 宏君） まず影響、今回の住宅地の負担調整の廃止あるいは特例措置によります影響人数でございますけれども、小規模住宅用地で申し上げますと、納税者9,574人のうち、正規の方が7,677人ございます。この方たちが影響するというところでございます。

額につきましては、約1,300万円の増額というふうになります。

また1戸当たりの増税額ということでございますけれども、こちらにつきましては、それぞれ固定資産税でございますので一概に申し上げられないのですけれども、課税評価額が5%上がったことに対し、1.4%の税額、その部分が上がる人に限っては上がるというふうなことでございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この増税額の1,300万円は、これは2年間の部分でございますか。今回、負担水準を9割以上として段階的に見直していくということでございますが、24年度、25年度、それぞれ現在の例において、この金額になるのかということでありませうけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 次年度、翌年度ということでございますけれども、24年度、25年度におきましては、90%が負担水準の上限ということで、それ以上は据え置きということでございますので、80%の方が2カ年において、いわゆる据置措置まで届くということでございますので、基本的には、先ほど御説明申し上げました金額がそのまま5%が1.4%ふえるという金額で推移をするということでございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、これは2年間の増税額になるのかどうかということでございます。

それから、負担調整につきましては、1994年から始まった制度でございますけれども、これが評価額の7割評価にしていくということで、土地に対する増税がかけられてきました。それで、土地の高騰が続く中で特例措置も設けられて、この負担水準を80%以上につきましては前年度のというようなことで特例がかけられてきたわけですが、これが負担水準を90%以上と言われましたが、これは段階的に見直すというような説明でございます。これが今の説明でございますと、90%が上限ということであれば、これは段階的に見直すということではないというふうに思いますが、これはその整合性をき

ちんとお答えいただきたいというふうに思います。

それから、額についても正確な額をお願いしたいと思います。

また、1戸当たりの平均増税は、これは住宅の広さによってそれはまちまち、また、評価によってもまちまちでございますけれども、しかしながら、町民の住宅にかかわる、いわゆる生活にかかわる部分についての増税が平均1戸当たり幾らぐらいの増税になるのかと、この辺についてはお答えいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 24・25年度における影響額でございますけれども、同規模の年額1,300万円程度になるかというふうに考えております。

それと、段階的な90%ということでございますけれども、24・25年度においては負担調整上限額が90%でございます。26年度においては90%、これを廃止をいたしまして、負担調整率100%というふうになるというものでございます。

それと、1戸当たりの負担額でございますけれども、それぞれ課税評価額が違うものですから、説明としましては、現在よりも課税評価額が5%上昇いたします。それに対して固定資産税額が1.4%でございますので、それだけが上がるということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ざっと2年間において2,600万円の増税がかけられると、こういうことで理解してよろしいかということであります。

それから、この議案関係資料の1ページに説明がかけられてあるわけですが、この80%以上の土地については、この24年度、25年度については、経過措置として負担水準を9割以上として段階的に見直すということが書いてあるわけですが、これは、24・25年度は90%を限度として課税がされるということで理解してよろしいかということでもあります。そして、26年度には負担調整率100%ということで廃止をしてくるよということでしょうかということですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 議員がおっしゃるとおりでございます。現在、24年度において負担調整率が90%に達した方については、25年度において据え置きということでございます。したがって、90%よりも現在負担調整率が25年度においても低い方については、5%上がるということでございます。

それと、26年度におきましては廃止をするということで、全体といいますか、今現在本則の方もございますけれども、いわゆる100%に満たない方につきましては、26年度において、上限までの間で5%上昇するというところでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回は7,677人が影響をし、そして、2年間にわたっては2,600万円の増収、そして、26年度においてはどうなるのかということでございます、100%になった場合はね。そのときの金額が幾らになるか、お答えいただきたいというふうに思

います。

それから、この土地の下落があった場合は、評価額を下方修正することができるという特例措置を2年間にわたって継続をされるわけですが、今現在、このつい最近、公示価格が公表をされたわけでありましてけれども、幸田町におきましては、土地の価格はどのような方向になっているのか、お答えいただきたい。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 26年度への影響額でございますが、済みません、手元の資料にございませんので、後ほど答弁をさせていただきたいと思います。

それと、土地の状況でございますけれども、先だって3月末に国土交通省より土地公示価格の発表がございましたけれども、住宅地、これは市街化区域、調整区域も同じでございますけれども、及び山林につきましては、横へそのままスライドしていくということで、商業地については、地価については若干の下落をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（池田久男君） ほかにございませんか。

15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 最初に、今の答弁の基準年度の時価総額、評価の関係についてお尋ねしますが、前回、21年度に土地評価されたということ、見直したと。今回、24年度で見直すということですが、今の説明で住宅地と山林は横ばい、商業地域は若干下落という説明がありました。前回の21年度と比べて、今回の評価についてはどのくらいの上昇率になるのか、下落率になるのか、今の住宅用地、市街化区域、市街化調整区域などで区分別に計表がありましたら説明をいただければと思います、最初に。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 地価の動向ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、住宅地、山林等については、21年度から若干下がっておりますけれども、下げどまりということでございます。商業については、本年度、国土交通省発表のものについても本町においては下落をしておりますけれども、固定資産税評価に影響を及ぼすほどの下落ではないということで、そのままにさせていただきます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 商業地域については若干の下落であって、特に課税標準についての配慮はしないということですが、こういうものについて、部内的なり他で、そういう下落について、何%以上下がったらそういうのを見直すとか、パーセントは関係なしに、やっぱりそういうものを常に見直していくのか、そういうことをされたことがあるのか、考えの場が上がったかどうかという点についてはいかがですか。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） ただいまの下落修正のことでございますけれども、これはあくまでも自然条件、あるいは経済条件において、著しく前年度と比べまして課税評価額がおかしいと町長が認めた場合に修正するものでございまして、私が知る限りでは、下落修正のほうは余りしていないというふうに考えております。

以上です。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） わかりました。

こういうものを考えるのは町長の判断で、著しい変化があったときに見ていくと。今回の場合には著しい変化ではないということで、そのまま横すべりというふうに確認をしました。

それから、負担水準のことについてお尋ねをしますが、最初に確認をしたいのですが、29号議案では住宅用地だけ、それから、30号では住宅用地以外のものも見直すと。負担調整して都市計画税の課税水準を決めていくという話でありましたが、そういうふうに聞きましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 両議案とも住宅地に係る負担調整の上限の改正でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今回の調整は住宅用地だけということで、ほかのものは全部据え置くという回答と今、確認をさせていただきました。

そうしますと、住宅用地以外の用地、例えば、市街化の中の農地、それから、駐車場、倉庫、そういうものもあるでしょうし、調整区域の農地もあります。そういうものについては見直しをしないということですが、これは将来的に、その負担水準の低いところは今後、上げていくということになると、市街化区域、調整区域も全部ひっくるめて26年度にそういう特例措置を廃止するというところでよろしいのでしょうか。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） ただいま調整区域の農地ですとか、あるいは商業地につきましては、負担水準等の変更はございません。また、市街化区域内の農地についてもございませんけれども、あくまでも住宅地と住宅に比準するもの、市街化区域、調整区域問わず住宅地に比準するようなものについては26年に廃止ということで、制度としては、負担調整の措置としては現行の制度を3年間継続するというところでございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 住宅用地以外は据え置きということでいくのですが、26年に今の話でいくと、それを廃止するというになると、一気に変化が生じてくると思うのですが、むしろそういうものは段階的に全部やっていったほうが良いような感じがするんですが、それとも26年度以降にまた調整していくという考えなのか、それとも、中央からの地方税法なり、もとの改正がないと動けないというような感じなんですか、その点はいかがですか。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 26年度以降の件でございますけれども、こちらのほうは議員御承知おきのとおり、地方税法のほうは国会のほうで決められて私どものほうへおてくるものでございます。基本的な考え方については、いろいろな情報はあつたわけですが、26年度以降がどのような制度になるかということは、今現在わかりません。

以上です。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） わかりました。

今回は、その住宅用地だけ見直すということで、ほかについては中央からの変化が、国会の改正がないからわからない、それを見て動いていくというふうなことの回答かというふうに理解をしました。

もう一点お尋ねしたいのは、固定資産税の評価なり納税額で一般の人が関心を持って一番負担に感じているのは何かというと、市街化区域の住宅用地以外の用地です。例えば、農地にしましても、市街化区域の農地については特例があります、確かに。3分の1だったと思いますが、その特例を適用しているのですが、同じ農地でも、例えば、東京、大阪のような大都市の中にある農地であれば、これはぜいたく品だと。これは早く手放したほうが環境にいいぞという問題が出てくるかと思うのですが、幸田町の場合には、市街化の中に農地を持っていても、自分の子供の将来のために小さな家をつくってやりたい、孫のためにうちをつくってやりたいというささやかな願いを持って、今、じいちゃん、ばあちゃんたちも一生懸命で、畑の草取りをしたり、いろいろなこととして手入れをしているわけでありまして。

一方、調整区域の農地というのは、例えば、川一つ離れた隣、たまたま市街化になっているか、なっていないかによって極端に税額が違ってくるわけでありまして。こういうものについて、例えば、幸田町では市街化区域の農地の納税負担のあり方、どの辺がいいのか、どういうふうにして説明をしていくのか、単なる税収をふやせばいいという論法だけでは済まないと思うのですが、そのあたりの町としての市街化の中にある農地、そういうものについての考え方というか、その辺のことを議論されたものがありましたら回答をお願いしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 市街化区域内農地の固定資産税の取り扱いについてということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、市街化区域の農地については、価格の3分の1を課税標準額とするということでございます。こちらにつきましては、市街化区域というのは、いわゆる都市化を促す土地ということでございますので、その3分の1という制度については高いのではないかとということでありますけれども、あくまでも市街化区域内の農地であるならば、転用を前提としたものであるというふうに考えております。

それと、例えば、市街化は孫の、いわゆる新家（しんや）ですか、新家（あらや）と申しますか、ということでございますけれども、こちらにつきましては、市街化区域内農地は価格の3分の1の課税標準ということでございますけれども、転用をされまして小規模住宅用地になりますと6分の1、いわゆる住宅用地になると6分の1、あるいは200平米を超える部分については3分の1の課税標準ということになっておりますので、そういう面では、税制上、逆に転用を促しながら、転用されたら税額が下がる部分があるというふうな配慮はしております。

それと、大都市圏と同じ扱いではないかとということでございますけれども、こちらに

つきましても、やはり先ほども申し上げましたとおり、あくまでも市街化区域は市街化を促進するという位置づけでありますので、そういうふうでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） わかりました。

市街化区域はあくまでも都市化を促すものであるもので、全国一律に調整をして、幸田町単独ではそういうものは考えていかないというふうなことであろうかと思えます。

それから、もう一点、最後に1点だけ確認しますが、先ほど来の丸山議員の質問に対して、24年度の影響額、25年度の影響額が1,300万円という回答でありましたが、24、25合計で1,300万円ではなくて、24年度の影響額が1,300万円、26年度については基準をオーバー、90に行く人もあるかもわからないということで、1,300万円丸々にならないか、なるか、その辺はわからんということでよろしいのでしょうか、確認をします。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 具体的に抽出しなければ90%オーバーの方の税額が出ないものですから、それについてはわからないということで、そのほかの24、25につきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そもそも論からお尋ねをいたします。

そもそも課税標準ということを含んに言われる。課税標準とは何を基準にして決まるんですか。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 課税標準につきましては、国、先ほど申しました国土交通省の地価公示、あるいは愛知県の土地調査を基準に町内で標準地を定めます。その標準地を定めたものに接する路線に価格をつけます。路線価格をつけます。その路線価格に基づいて、また、その他の主要路線のほうにも路線価を振っていきまして、その段階で、その路線価に対して、その土地の価格を改めて振るわけでございますが、その段階で土地の形状ですとか、日照ですとか、そのようなものを補正をいたしまして、その価格に対して課税標準は小規模住宅用地であるならば6分の1というふうな形でのものが課税標準というふうになります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの答弁でいくと、何によって決まるかといったら国交省の地価公示だと。県のがありますが。いわゆる国交省が発表する、毎年1月1日現在を基準にした地価公示価格というのが基準ですと。じゃあ、その地価公示価格というのは何によって決めていくのか。何によって決めていくのかということをお尋ねしている。国交省が決めたことが全部そうではなくて、国交省は、じゃあ何を基準にして地価公示というものを発表しているのかという根本の問題をお尋ねしている。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 国交省においては、売買実例をもとに算出されております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お説のとおり。売買実例、いわゆる土地の売り買いが、今回は宅地
が中心になっておりますので、宅地を売り買いをした、その実例を公示価格ということ
にしているのですよね。そうすると、ここの中でも今回は住宅用地だと。住宅用地を売
買の対象にするという形の中で、あなたの土地を売ったら幾らになるかという評価の仕
方、こういうことですよ。だけれども、その大半の多くの住宅の用地は、自分のささ
やかな土地を売買しようなんていう気は全くないわけだ。不動産会社が持っている宅地
については、土地の売買を通して利益を得ようと、こういう目的で所有をしている。結
局、売買を前提にした土地所有について、その土地について、国交省が地価公示とい
うものを出しているということになります。そういうことでよろしいですか。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） おっしゃるとおり、国土交通省においては、売買実例をもとに
行っておりますけれども、所有されてみえる方との、いわゆる土地の価値のギャップの
ことを言ってみるかと思っておりますけれども、これに対しては、7割評価というものがご
ざいます。売買実例に対して7割、この7割の中で、その最大限の利用価値というのは
売買かと思っております。それに所有にしておる価値、このギャップを何とかその中で埋めよ
うかなというような形で7割評価がされているかというふうに考えています。

また、その後、私どもの課税の補正の中では、売買実例、いわゆる売買した土地の価
格、価値というもののほか、形状ですとか、日照ですとか、生活関連のもので補正、減額
をさせていただきましますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 別にそう先回りして答弁せんでもいいでしょ。私が7割評価どうの
このなんていうこと聞いたか。聞いてないのを先回りして答弁するっちゃうことはだ
な、質問者の口封じにつながっていく。気をつけていただきたい。一生懸命やっ
とることは認めます。しかし、聞いてないことを答弁してねえ、聞いてることにつ
いては答弁せんなんていうのはしたたかなやつだということを申し上げておく。

要は、あなたの言われるように、土地の国交省が発表する地価公示は売買実例を
するよ、売買実例を基準にして課税標準を決めます。お説のとおり。そうしたとき
に、売る意思のない宅地についても、近傍地がたまたま不動産会社が持つと
って、それが高く売れたから、それに基準にして、みんな横並びになってくるわけ
だ。あと路線価を含めてちよろっといけばね。わかりやすく言えば、自分の土地が
平米10万円だったとする。隣の土地が不動産会社が持つおって、売
買したら10万1,000円になっちゃったと。そうすると、売る意思のない隣の
人が10万円から10万1,000円、1%アップしてくる。これが課税標準、
こういうことですよ。

そうしたときに、では、それを具体的に決めるのはだれか。地価公示価格と課税標準
とは必ずしも一緒じゃないですよ。全く違う。必ずしもというより全く違う。課税標準
はだれが決めるのかといたら、自治体の長ですよ。国交省や県が決めるんじゃない。

幸田町でいけば、幸田町長が課税標準額を決める。その課税標準額とは何ぞやという点からいくと、1994年（平成6年）、それまでの課税標準は地価公示価格の何割程度でしたか、それ以前はですよ。1993年だ。それは以前は、課税標準額というのは地価公示価格の何割程度を基準にしてやってみえましたか、答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 平成6年以前の固定資産税評価額は公示価格の20%から30%程度というふうに認識しております。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お説のとおり。固定資産のかかる課税標準額というのは、地価公示価格、当時は国土庁がやっとなすですね。それが合併されて、国土庁だ、国交省だということと言うと話がややこしくなるので国交省に統一していますが、国交省が発表した地価公示価格の2割から3割程度が固定資産税の課税標準額だ。そうしたときに、当時の自民党政府が何を言い出したのか。当時はね田中角栄が列島改造だと言って、わあ、わあ、わあ、わあ言って土地バブルをあおってきた。そうした中で、市町村の税収をどうしても上げたいと。安定した財源を確保したいということで持ち出してきたのが、土地評価の公的評価の一元化ということを言われてるんですよ。

そこで答弁を求めるわけですが、地価評価にかかわる公的評価は幾つありますか。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 公的評価でございますけれども、まず、国土交通省の地価公示価格が1点ございます。それと、国税庁でいいます相続税の価格でございます。もう一点が私どもの固定資産税評価額でございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お説のとおり。当時も現在も一緒、考え方はね。国交省が出す、いわゆる公的評価には三つの種類がある。一つは地価公示価格、これは国交省。相続税評価、これは国税庁。そして、固定資産税にかかわる課税評価、これが市町村がやる。こういうものを一元化しよう。三つある中で一元化しようということでやられたのは何なのかといたら、地価公示価格、国交省が発表する地価公示価格を100%とする。国税庁がやる相続税評価は地価公示価格の90%で評価しましょう。もう一つは、それぞれの市町村がやる固定資産税については70%。つまり7割評価にしましょうということで、1994年（平成6年）のときから負担調整という新たな名前が出てきた。幸田町でいけば、2割から3割程度の税負担の評価額が一気に、幸田町の当時の資料でいきますと、5.22倍に引き上がる、7割評価したら。そんな負担を一気にかけるわけにはいかんと。徐々に真綿で首絞めていくと。こういうのが負担調整の果たしている役割ということですが、そういう負担調整というものが出てきた背景というのを、私が今申し上げたけれども、税務課長、負担調整とは7割評価。国交省の示した地価公示価格の7割に固定資産の課税標準額を決めると、これが7割評価。7割評価に対して、今まで2割から3割程度の評価でしかなかったものをだんだん首絞めていくための負担調整だよということによる

しいですか。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 確かに価格の課税標準額のほうは、2割、3割から7割程度までということで上昇はしております。それに対して、議員が言われたとおり、負担調整措置をとっております。7割に対して、小規模住宅用地であるならば6分の1、その6分の1に対して、いわゆる措置特例ということで、今現在での制度でいくなら80%に満たない部分については5%ずつ課税標準を上げていきますよという制度で対応をさせていただきますので、限りなくというのは今現在の制度上ではないということでございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたも非常に回りくどいというのか、先を見通して答弁をされているという意味合いを持つわけですが、要は7割の評価にしなきゃいかん。幸田町でいけば最高5.22%。幸田町の平均でいくと4倍以上の税負担をかけると。それでは大変だからということで負担調整をしながら、年々、年々負担を強めていく。こういうことが始まって今年で18年目だ。18年かかって7割にしてきちゃった。先ほどのあなたの答弁のように、もう8割から9割に変えた。9割やっても、もうアップパーがとれちゃった。100%にしますよということで、24、25で90%にする。90%を超えた人については、もう100%にいきますよという負担調整が今、今回の条例の内容であるというふうになるわけです。

そこで、総務部長。あなたの出番。新進気鋭の総務部長と一戦交えたいなと、こんな思いで答弁を求めますが、土地にかかわる課税の問題、いわゆる宅地ということに限定をいたします。宅地にかかわる固定資産税というものは、そもそもどういう性格を持つ税制ですか。答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 固定資産税の関係につきましては、その土地をお持ちのことによって、先ほどもちょっと論議がございましたですけれども、売買なり、そうしたことによっての価値というものもあるわけですが、そのほかにも、その土地をお持ちのことによって資産価値、自分自身の資産というものもそこにあるわけですので、そうしたものについて、それぞれの応益に応じて課税をさせていただいているというふうに、ちょっと私もまだ勉強不足で申しわけないですが、そのように理解をいたしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 土地を一くくりでいけば資産であることは間違いのないわけですよ。あなたの言われたように、応益だよというのは、土地を所有をし、その土地を活用することによって受益が生まれますよ。その受益に応じた負担をするのが固定資産税の性格ですよと、こういうふうに受けとめられるわけです。よろしいですか、そういう理解で。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 私の認識としては、今、そのような認識を持っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、あなたの言われたように、宅地の所有の形態についてはさまざまありますよということで、不動産が売買を目的にした土地の所有、そして、一般の多くの人たちが居住用の土地として所有する宅地。不動産会社が持っている土地については、これは応益ということは、売ったことによって利益を得る。利益ある大もとを持っているのだから資産として課税するのは当たり前だよと。あなたの論法。しかし、売る意思のない住宅用地についてまで、あなたの論法が当てはまるとしたらどういうことになりますかということの答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 固定資産税の課税の根拠ということですからけれども、資産を保有することによりまして、所有者と市町村の行政サービス、こういったものの間に受益の関係が発生するという、またそれから、資産を保有することによりましての納税者の担税力が認められる、この二つの側面があるのではなかろうかというように思います。資産を保有することによっての受益ということになりますと、今、議員がおっしゃられますように、売買のみならず、その土地によりまして、例えば、その周辺の環境、こういったものによってもその資産価値というのは変わってくるのではないかなというふうに思います。そういったことを加味しながら、そういった資産価値というものを反映させていただいているということと理解しておるというふうなことで御理解いただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、あなた、担税力と言われた。担税力とは、税金を担って、払い続ける力がありますよというのが担税力だ。住宅用地をローンで買って、ローンの支払いにきゅうきゅうしながら土地を所有していると、「おまえ、担税力あるじゃん、税金はらえよ」と、こういう理屈になるよな。ですから、固定資産税というのは、二つの側面があるわけですよ。

一つは、転売を目的にして、収益を上げるために土地を所有をするもの。もう一つは、生存権的な保障。つまり、ささやかな住宅用地を所有することによる土地の所有の問題という点からいくと、憲法の問題へ入ってくるわけです。憲法第29条。これは財産権を示します。14条は生存権的な保障をします。14条は法のもとの平等だよと、こういうふうに言っとるわけです。そうしたときに、固定資産税そのものをどういうふうに見るかという点でいけば、宅地について生存権的な保障の裏返しとして土地を所有する人間と、売買を目的として、それを収益として上げていくために持っている土地、これは非生存権的土地所有と、こういうふうな2種類があるわけです。

だけれども、固定資産税そのものはそういうこと一切無視しとるわけだわな。生存権的な保障は認めやへん。売買実例が課税標準ですよと。売り買いをすることによって収益がある。収益があるから税金を払えと。後者のほうはそうだ。あなたの答弁でいけば、土地を持っていることが担税力につながっていくんだよと。担税力はどうやって具体的に具現化していくかといったら、所得による支払いでしかないでしょう。土地を切り売

りにしても、回り回って金になるといったときに、担税力という形で安易に語られると、あなた自身が憲法で保障するところの生存権さえも否定しませんか。答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 財産権ですとか、それから平等の原則とか、いろいろそういった憲法のほうに定められているわけですが、担税力につきましては、先ほど来申し上げておりますように、その固定資産というものの評価、こういったものによって、その資産価値というのが生まれてきているわけですが、その評価額に対して、一定の納税をいただくといったようなことで、ですから、売買をすれば、確かにそこにまず収益とか、そういったものが当然出てくるわけですが、それ以外にも、その土地自体の価値というのは当然、将来的な売買がされるかどうかは別としましても、その土地に対する価値というのはあるわけですので、それに対していけば、それを一つの、頼りというは何ですけれども、それにもたれて、その評価を勘案をして課税がされているというふうに理解をしているところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それでは、土地の価値は何によって生まれるのか。何によって生まれる。売買することによって土地の価値というのが生まれるわけでしょう。売買する意思のない土地、ローンでやっと手に入れた、その土地を、担税力だから、土地の価格が価値があるから評価するんだよ、税金払えよというのはあこぎじゃねえかと、こういうことなんです。それは住宅地特例の中で、200平米以下については評価額の6分の1、200平米を超える部分は3分の1という軽減特例を設けている。何を根拠にしとるのかいったら、憲法でいうところの財産権の問題、13条の生存権の問題、14条の法のもとの平等、これを具現化したのが小規模住宅地にかかわる軽減特例です。担税力があるじゃねえか、土地に価値があるじゃねえかは一般論。具体的な所有の形態に着目すれば、そんな論法なんか泡と消えていくよ。

総務部長の答弁はこれまでにして、引き続き今度は税務課長に聞く。今申し上げた小規模住宅地にかかわる課税特例というのがあります。昨年の暮れに政府が税制改正の議論をされました。その中で、今申し上げた6分の1、3分の1の軽減措置については、今回の評価替えについては見送りました。しかし、3年後にはどうなるかという点は、まだはっきりしておりません。実施をすることを検討する。どういう内容で実施されるのか答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 確かに昨年の税制調査会等におきまして、そのような議論がされ、先送りされたというような報道もございます。ただ、私どもといたしましては、平成26年度に特例措置がどのように変わるかということについてはわかっておりませんし、述べる立場でもないというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それはわからんですよ。それは26年にもう一遍議論しましょうということですよ。既に新聞で報道されているのは、6分の1を3分の1に軽減をする。3分

の1を2分の1に軽減をする。つまり、縮小をしていくわけだ。なぜ縮小するのか。今回の条例案にはありますように、下落があった場合、下落の内容をそのまま反映するような課税のシステムにしますよと。こうなると、町の税源は税収が減っていく。減ってきたときにどう償っていくかという措置だということを申し上げて、私は時間が来たので終わります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第29号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時12分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 先ほど丸山議員と大嶽議員への御答弁に後ほどお答えしますということでございましたので、固定資産税に関する24、25、26の影響額でございますけれども、平成24年が1,300万の増額、平成25年度においても1,300万円の増額、平成26年においては1,600万円の増額ということでございます。

○議長（池田久男君） 次に、第30号議案について質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 同じように、都市計画税における対象戸数と影響額、それぞれ先ほどのように、24年、25年、26年度について影響額をお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 都市計画税につきましては、影響する対象者につきましては800名ということでございます。影響額につきましては、平成24年度が800万円、25年度が800万円、平成26年度で1,500万円ということでございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 対象戸数、いわゆる対象人員が800人で、影響額は800万円で間違いないですね。同じ数字でございますので、確認の意味でお答えがいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 税額については800万円、影響対象者については800万円ということでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 都市計画税について、税率を三河の部でちょっと見させてもらいましたら、岡崎が0.3%、西尾が0.28%、蒲郡が0.3%、幸田町は0.2%で一番低い率になっていました。これは一色、吉良、幡豆の幡豆3町と一緒に率にした可能性があるなど

いうふうに見させてもらいました。今回、幡豆3町が合併によりまして西尾市になりました。そうすると0.28で、単独0.2というのは県下でも一番低い率に。もちろん率が低いから税額が少ないというわけではありません。課税標準によって変わってくるわけがあります、負担は。そういう点から見ますと、今度、西尾が0.28、この真ん中に挟まれた幸田町が一番低い率ということですが、税込確保の面から見ると歩調を合わせていったほうがいい。だけど、町内税負担を軽減しようと思えば今のまま据え置いたほうがいいということになります、この今回の改正によって、幸田町の今後の展望としては、この0.2を据え置いていく方針というふうに協議されたのか、折を見て上げていくということの方針を持って臨むのか、その辺の見解を回答してください。

以上です。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 県下では幸田町が0.20ということでございます。日進市が0.15、最も安いところでございますけれども、そのほかは本町よりも高い税率ということになっております。今回のこの都市計画税条例改正に伴い、税率の変更について議論されたかということでございますけれども、議論はいたしておりませんので、このままというふうに思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 税率の話が出たので、引き続いてやっていきます。

幸田町あるいは愛知県下と、こういう視点、観点からいくと、今、大嶽議員の言われたとおり。しかし、全国的なレベルで見た場合どうなのか、こういう点で答弁を求めますが、税務データ資料というのがございます。そのデータでいきますと、平成21年度のデータが一番新しいわけですが、このときの状況というのはどうなっておりますか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 全国的なレベルでございませぬけれども、税率のレベルということで理解をいたしておりますけれども、全国的には市町村数が1,719団体のうち、0.3が330団体、本町と同じ0.2までが276団体、0.1までが45団体、0.09以下が2団体ということで、市町村数のうち都市計画事業施行市町村については1,035団体、都市計画税徴収市町村数については、1,716団体のうち656団体でございませぬ。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり全体的には愛知県は豊かな県だと言われながら、県民に過重な税負担をかけているというのが今の答弁の実態であります。今、答弁されたように、23年の時点で全国の自治体数は1,719、課税団体が1,035ということですが、どういふところで物差しをはかるかによっては数値が全部変わってきますよね。そうした点でいけば、全国の自治体数が1,719、これを分母にしたときに、課税団体がどれだけかとい

ったら656だと。パーセントでいくと38.2%。少数派ですよ。ですから、そこで町長に答弁を求めます。先ほどの大嶽議員の中で、幸田町も以前は制限税率いっぱいの0.3を課税してきた。そうしたときに、税制上の矛盾は何だと、ずっと事は一貫して申し上げた。当時の町長だれだということは申しません。しかし、当時の町長も答弁に窮したはず。こんな税制上の矛盾があるときに0.3の制限税率いっぱいまでやっちゃった、ああ、まあ耐えられんなと言って、2カ年にわたって0.05ずつ下げて、つまり0.3から0.25、その次は0.2という現在の推移にした。これからどうするんだということを言ったときに、周囲の状況を見ながら、勘案をしながらといって軽減の方向だということまで行ったけれども、じゃあどうするだといったときには、もう任期終わって、御苦労さんでさいならと、もうこういうことで町長かわっちゃったわけだ。それから久しく私も一般質問でちょこ、ちょこやってまいりました。

しかし、根本的な問題として都市計画税の持つ税制上の矛盾というのは、税率がどうかとかどうか、制限税率いっぱいであるかどうかということの問題よりも、税制上に問題がある、そうしたときに町長自身の認識がどうなのか。税制上に矛盾や問題はないのか。そういう矛盾や問題を抱えながら住民に過重な負担をかけているという点でいけば、全国的には38%のレベルですよと、こういうことですが、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 都市計画税につきましては、以前からいろいろ議論あるところでございますけれども、現行0.2%でお願いをしているところでございます。要は、以前からいろいろな問題が出てきているということは、市街化区域におけるところの都市計画税を取ったところが、それが、その取った地域に平等に反映されているかどうかと、そういうことを以前から御質問いただいているかというふうに思っております。現状におきますと、市街化区域の中のいろいろな都市施設といいますか、そういう道路だとか、いろいろなものに対して、その税を使っていくのが本意でありますけれども、全体町として考えた場合に、ある大きな事業をやっていると、そちらのほうに重点的に、その税が使われているといいますか、そういう形になることがあるわけでございます。私は今後ともこの都市計画税につきましては、ひとつお願いをしていきたいと思っておりますけれども、そのいただいたものについては、なるべく平たく、市街化区域の皆さん方に、そのいただいたものを還元していくという方向で進めていきたいなというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） さっと聞くと、なるほどなと思うけれどもだね、みそもくそも一緒にした議論をされては困る。都市計画税というのはそもそも目的税なんだ。市街化区域の皆さんに平たくやっていきますよと言ったら、市街化区域でやっていくものは全部都市計画事業でなきゃいかんわけです。あなたのことだから、へ理屈は理屈つけて、道路の1本つくるにも、側溝のふた1本つけるにも、これは目的税たる都市計画税を使ったお仕事ですよと、こういうことになってくるときにがらがらぼんだがな。無理がある。

そうしたときに都市計画税とは何を基準にしとるのかといったら、固定資産税の課税標準をもうそのまま持ってきて、税率を1.4から税率を0.3、0.2に変えただけの話なんだ。土地にかかわる税金が固定資産税の上に、さらに都市計画税という目的税たる税をかけているだけの話なんだ。より根本的には自治体の財源をどううまくちょうらかして住民から巻き上げていくかという手法が都市計画税だよということで、全国の大多数が、62%の人たちが、これはまずいと、こんな財政を住民に押しつけちゃ、こういうことなんですよ。ですから、この問題をこれからずっとここでやっていこうという気はない。またいつか機会を見つけて町長と正面から交える機会をつくっていきたいと思いますので、そのときにはひとつよろしくということですが、この都市計画税についても、負担調整がかけられてきます。負担調整の話は後ほどしますが、総務部長、また再びお出ましをいただきたい。

あなたは3月31日まで福祉部長でありました。福祉部長の所管事務であります国民健康保険税、ここの国民健康保険税には、税目として均等割、平等割、資産割、所得割とあるわけだ。資産割について、先ほどの話のように、それぞれ1,300万円、1,300万円、1,600万円と。都計については800万円、800万円の1,600万と、こういう3年間にわたる影響額が示されました。

そこで答弁をいただくのは、国保税における資産割の中の税率は、税率はと聞かんでも、全体の枠の中では19.9%、いわゆる20%の比率を占めております。そうしたときに、国保税への今回の負担調整による増収、増益、言ってみりゃ、住民の税負担という点でいけば、この都市計画税も、いわゆる資産割という中で、固定資産と都市計画税を合算をした形で19.9%が資産割として還元されてくるものかどうなのかと。いやあ、それは固定資産税だけだと。都市計画税はだしが煮えて、そこまでかけちゃいかんという慈悲の気持ちがあるかどうかは、それもわかりませんが、どんなふうになっておりますか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 今、国保税への影響ということでございますけれども、全体で19.9%部分ということでございましたけれども、私ども国保税、資産税割につきましては、医療分が12.00%、支援分が4%、計16%で、あと、ほかに介護分については3.9%ございますけれども、3.9%については、年齢について幅がありますものですから、64歳までの方ということですので、医療分、支援分についてお答えをさせていただきたいと思いますが、その点については、先ほど申し上げましたとおり、資産税の16%が影響するということでございます。ただ、資産税の中につきましては、土地と家屋がございしますので、そちらのほうの比率がわからない、いわゆる国保加入者の方の比率がわからないものですから、実際にどれぐらい影響するかということは額としては申し上げられませんが、少なくとも現行の16%負担いただいている中の土地分の5%が課税標準が上がる。上がった中の1.4%分は確実に影響はしてくるというふうに考えております。以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ともかく今回のこの都市計画税条例の関係でいけば、極めてざっく

りとした、私の感覚でいけば、国保税の資産割について500万円絡みの増収、あなた方、住民にとっては税負担がふえると、こういう内容を持つこの都市計画税条例の内容だということでもあります。

それともう一つは、負担調整というのは何か聞こえがいいようなことを言っております。しかし、平成6年のときに二、三割から7割に評価替えをする。そうしたときに一気に4倍もの税負担になるということで、国民の批判を抑えるために政府の関係機関が出した平成6年度評価替えと税負担と、こういう資料がございます。その資料の中に、「固定資産税の土地評価の適正化等に伴う税負担の調整措置について」と、こういう名前があります。要は平たくいえば、負担調整とはどういう仕組みでどういう内容を持つかということ政府なりに答弁をしながら、内容はひっちゃかめっちゃかということで、若干紹介をしていきたいと思っております。

評価替えによって増税を図ろうとするものではありませんと。評価替えと負担調整の関係で、評価替えを7割評価したことが、これによって増税を図るものではありませんと。したがって、評価替えに伴う納税者の税負担の増加を極力抑制をする。話に矛盾がありませんか。増税を図るものじゃないよと。しかし、評価替えに伴う納税者の税負担の増加があると。こんなの論旨の矛盾だ。ひっちゃかめっちゃかだ。そうした上で、評価替えに伴う納税者の税負担の増加を極力抑制するために、総合的かつ適切な調整措置が負担調整なりと、こういうくだりがあります。

まさに負担調整とは、増税を伴うものを時間かけてきゅっ、きゅっ、きゅっ、きゅっ、真綿で絞めて苦しめていくよと、こういう制度の内容であります。そういう点からいけば、29号議案と全く同種の内容だ。ましてや30号議案は全国で少数派になっている38%台の自治体でしか課税をしていない。こういうものにしがみついて、さらに、住民に小規模宅地にかかわる都市計画税を増税しようと、実質的には増税しようという内容だと、こういうふうに私は認識しているわけですが、税務課長、私の認識が、ありや間違っどるぞ、ここがまずい、ここがまずいということなら、まずいとこだけちゃんと答弁していただく。

○議長（池田久男君） 税務課長。

○税務課長（清水 宏君） 前段での増税の議論のところですけども、これは負担調整措置をとったとはいえ、いわゆる頭打ちの部分が高まったということでございますので、当然、税額は上がってくるというふうに考えております。

それと、都市計画税の件でございますけれども、先ほど議員言われていましたとおり、全国的には徴収数は全国市町村の38.2%でございますが、愛知県においては、まだ79.6%、都市計画事業施行区域においては84.3%ということで、高いところにいるということは、いわゆる都市計画事業をまだ本県においては進めている、あるいは本町においても今後3カ所の市街化区域の整備等があるということでございますので、そういうふうに御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(池田久男君) 以上で、第30号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案2件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

[13番 丸山千代子君 登壇]

○13番(丸山千代子君) 原案反対の立場から討論をしてみたいです。

第29号議案 幸田町税条例の一部改正について、第30号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について、あわせて討論をしてみたいです。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が3月8日に国会で可決をいたしました。東日本大震災や原発事故被害に対する課税免除や減額措置の延長は当然であります。今なお復興ができず、住みなれた町にも戻れない多くの被災者がみえる中で、一日も早い復興と支援体制を強化すべきと求めるものであります。

また、今回の改正では、住宅用地の固定資産税と都市計画税に対する特例措置を段階的に廃止する、このことは住宅用地の増税につながるもので、行うべきではないと反対するものであります。

土地の固定資産税は94年の評価替えで大幅な負担増となる7割評価が実施をされました。それまで公示価格の20%から30%程度で評価されていた土地の固定資産税評価額が公示価格の70%水準に一気に引き上げられたものであります。それをそのままにしておくと、これらの税率が3.5倍から6倍にもなってしまうということで、93年の固定資産税評価額を基準にして、94年の評価額との乖離程度に応じて毎年2.5%から1.5%ずつ徐々に課税標準を引き上げ、税負担をふやしていく方法をとることとされました。これが負担調整措置であり、それ以後行われてきましたが、その負担水準が特に小規模の住宅用地で80%未満、あるいは商業用地で60%未満のところでは措置が行われてきました。

ところが今回の改正は、80%以上の土地については、前年度の課税標準額を据え置くという特例を廃止をし、しかも2012年・13年度では負担水準を90%以上として段階的に見直すということは一層の負担増になることは明らかであります。

先ほどの質疑の中にもありましたように、毎年固定資産税につきましては1,300万円、そして、都市計画税につきましては800万円という増税がかけられることが明らかになったわけであります。

このように、固定資産税の評価替えと同じ措置がされる都市計画税についても同じで

あります。これも増税となり、負担増であります。高齢者や小さな住宅、土地だけ持っている人、何ら収入の増加につながらない生活するための土地の増税は、町民をますます苦しめるものであり、反対の立場を明らかにし、討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤宗次君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） 議案番号29 幸田町税条例の一部改正について、議案番号30 幸田町都市計画税条例の一部改正について、2件をあわせ討論をしてみたいです。

いずれの議案も評価替えに伴う納税者の固定資産税、都市計画税の税額負担を増額し、増税を一気に税額の負担で押しつけるものであります。そうしたことを計らうために激変緩和、調整措置としての負担調整を3年間にわたって行うもので、3年間増税をする仕組み、水攻めで住民を苦しめていく税負担の調整、負担調整を図るという内容であります。

そもそも評価替えとは何なのか。評価替えの持つ特性は何なのかということでありませぬ。評価替えによって得られる増税、つまり自治体の財源を確保する、こういうのが評価替えの特性であり、本質であります。

政府の関係機関が発行する「固定資産税のしおり」でこう述べております。それは、評価替えは基本的に評価の均衡化、適正化を図ることが目的であり、これによって増税を図ろうとするものではなく、評価替えに伴う納税者の税負担の増加を極力抑制をし、総合的かつ適切な調整措置を講じるのが負担調整であると述べております。何のことはありません。いろいろ言いごまかしをしておりますが、評価替えで増税を図るのが目的だが、増税負担を総合的かつ適切に増税を押しつける財源確保が目的の負担調整だと言っているにすぎませぬ。それはまさに、町長が住民間の負担の公平だとか近隣市町との均衡などとわけのわからない理由をあげつらって公共料金3,700万円を住民に押しつけた、このことと同じレベルのへ理屈は理屈の言い回しで、住民負担の押しつけをごまかしているにすぎないものであります。

負担調整を持ち出してきた最大の要因は何なのか。それは地価評価の一元化であります。土地の公的評価には、一つには国交省の地価公示、二つ目は相続税評価、これはおおむね地価公示価格の9割評価とされております。三つ目は固定資産税評価のこの3種類が公的評価と言われているものであります。

1994年（平成6年度）の評価替え前までの固定資産税評価水準は、国交省の地価公示価格のおおむね2割から3割程度の固定資産税評価で、この水準を課税標準として固定資産税が課税をされてまいりました。その課税標準の水準を土地評価の一本化、一元化のもとで2割から3割程度の固定資産税評価を国交省の地価公示の7割を固定資産税評

価とすることにしたものであります。その結果、平均で4倍以上の税負担額になる事態がつくられました。幸田町でも5.22倍という課税標準地が生まれたこと。

そこでつくり出されたのが負担調整という激変緩和制度であります。7割評価としたのが1994年。1994年から今回の評価替えて18年目を迎えました。課税標準地の水準が7割評価額に限りなく近づき、負担調整を必要としない水準にまで住民の税負担が強化されてきた結果、改正条例案の附則第12条1項で、負担水準を8割から9割以上とし、段階的に見直しをし、廃止をするということにあらわれているものであります。

つまり、地価公示の7割評価額、課税標準が引き上げられてきた結果であります。これはわかりやすく言えば、地価が下がっても固定資産税は下がらないという、ここに不満を抱く納税者の疑問は、まさに、このような負担調整の仕組みがあったからであります。固定資産税の課税標準たる土地の価格は、売買実例価格を基準とし評価をいたしております。売買実例によって周辺住民の土地に対する固定資産評価は、土地の所有目的や土地の利用形態の違いにかかわらず、一律に影響を及ぼすものであります。近隣の土地の売買価格が高騰をすれば、売買の意思のない住民の土地の固定資産評価、これは自動的に引き上げられるというものであります。

このような仕組みは、利益を上げることが目的とする土地所有と居住などを目的とする土地所有を区別することなく、売買実例価格を基礎とする仕組みがあるからであります。この仕組みは、憲法29条の財産権、13条の生存権保障、14条の法もとの平等に反するものだとして裁判で争われてきた経過がございます。

土地課税のあり方は、大企業が膨大な利益を上げるための土地、つまり工場用地などの利益を上げるための土地所有と、庶民の住宅用地、零細・中小企業や商店などの土地所有を区別をし、庶民など、生存権的土地所有は課税を低くする、もうけを上げるための土地所有は高くする。つまり収益還元方式に抜本的に改めるものだと提起するものであります。

評価替えによる負担調整は、固定資産税のみならず、都市計画税にも自動的に増税が反映をされ、さらに国保税にも影響を及ぼし、国保税の増税負担を招くものであります。さらに地代、借地代や家賃にも影響を及ぼしてまいります。

それはまさに、町民全体に負担増を招き、押しつけるのが負担調整の本質であります。全国の町村数は1,719、そのうち都市計画税を徴収している自治体数は656団体であります。38.1%と少数派になっております。税制上の矛盾を持つ都市計画税は、計画的に廃止をすべきであります。

さらに重大なことは、昨年の政府税制改正で固定資産税をめぐって重大な議論が交わされました。それは、住宅用地の課税軽減特例を縮小しようというものであります。今の制度は、住宅用地のうち、200平方メートルまでは課税標準額を評価額の6分の1に、それ以上の部分は3分の1に軽減をする特例がございます。これをそれぞれ4分の1と2分の1に1.5倍引き上げる、こういうものであります。今回の評価替えには見送りにされました。しかし、3年後には改めて実施を検討するという内容であります。それは、負担調整の限界が到来をする、評価額が下がれば税収額も下がる、税収が減る、財源が減る事態を招く、しかし、財源は確実に確保する、それは庶民の住宅用地からもしつか

り税源は確保する、財源は確保する、そのための手法として軽減特例を縮小をする。つまり減収分を実質的に増税で償おうというものであります。

このような問題を持つ今回の負担調整であります。土地です。特に生存権的土地所有の課税、税負担の軽減措置を拡充をすることとあわせ、その負担は軽くする収益還元方式に改めるべきだということを改めて提起をし、主張をし、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（池田久男君） ほかに反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第29号議案 幸田町税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第29号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第30号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第30号議案は、原案どおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

お諮りいたします。

今期臨時会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成24年4月9日招集された第1回幸田町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時51分

○議長（池田久男君） 閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 第1回議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼とごあいさつ

をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方には早朝より出席いただき、終始、熱心に御審議をいただき、提案いたしました2議案すべてを可決・承認賜りましたことを心から厚くお礼を申し上げます。

成立させていただきました各議案の執行に当たりましては、御審議の際にいただきました御意見・御提言等を真摯に受けとめ、適正な執行に努めてまいる所存でありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

新年度がスタートしたわけではありますが、現下の経済、財政状況はまだ極めて厳しい不透明な面もございますが、新たな気持ちで山積する事務事業の推進に全職員一丸となって対処してまいる所存でありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ここで、1点、御報告をさせていただきます。

国道23号名豊道路の蒲郡バイパスについてでございますが、幸田芦谷インターから蒲郡インターまでの区間について、平成24年度中の開通を目標に事業を進めてまいりましたが、一部区間の事業用地取得が遅れている状況を踏まえまして、開通目標を平成25年度以降に見直すとの連絡を国土交通省の中部地方整備局、名四国道事務所、4月6日、プレス発表でありますけれども、国からの連絡を受けましたので、そのように御報告をさせていただきます。

最後に、議員各位におかれましては、何かと御多用の中、季節の寒暖が厳しい折、健康にはくれぐれも御留意いただきまして、町政発展のために特段の御指導・御尽力を賜りますようお願い申し上げます、お礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 議員各位には、何かと御多用の中、熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者におかれましては、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されるようお願いいたします。

大変御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年4月9日

議 長 池 田 久 男

議 員 浅 井 武 光

議 員 酒 向 弘 康